

養育費 に関すること……

ご相談ください

- ひとり親家庭の方
- ひとり親家庭になるかもしれない方

子どもさんのために
養育費をもらって
いますか。

子どもさんのために
養育費を送って
いますか。



ひとり親家庭等就業・自立支援センターでは
養育費の相談をお受けします。

ご相談は

電話 025-281-5546 (月～金 9:30～16:30)

来所 新潟県母子寡婦福祉連合会までお越し下さい。

新潟市中央区上所2-2-2 新潟ユニゾンプラザ3階
(月～金 9:30～16:30)

E-mail haha-jiritsu@wood.odn.ne.jp

※弁護士による「養育費などの法律相談（要予約）」もお受けします。

(●毎月第4木曜日 18:00～20:00 ●30分無料相談)

(一社) 新潟県母子寡婦福祉連合会

〒950-0994 新潟市中央区上所2-2-2 新潟ユニゾンプラザ3階 TEL 025-281-5546

養育費とは

養育費は、子どもの権利です。

養育費は、子どもの生活を守り育てるため必要な日々の費用です。子どもが自立するまで親が負担するものです。親が別れて暮らす子どもと「最後の一切のパンも分けあう」という強いもので、自己破産した場合でもその負担義務はありません。



養育費の取り決めと確保

未成年の子どもがいる夫婦の離婚は、離婚全体のおおよそ6割です。親の離婚に遭遇する子どもたちは、平成18年で25万を超える数になります。

離婚によって夫婦の関係は切れても、親と子の関係は切れません。どちらの親にも子どもを養育し、幸せにする責任があります。

離婚後の子どもの生活基盤をどう確保するか、父母としてどう協力し合うか、話し合って、取り決めましょう。

養育費は、子どもの権利であることを肝に銘じて、離婚時にしっかり決め、子どものために継続的な支払いが続くよう、父母とも努力しましょう。

養育費の取り決め

夫婦の協議

協議成立

公正証書の作成

話し合いの結果は、「公正証書」にするのが望ましいでしょう。
公証役場は、日本公証人連合会
<http://www.koshonln.gr.jp/Index2.html> のホームページを参照してください。

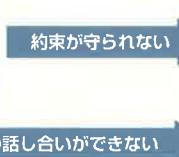
口頭または私的書面

話し合いで納得いく結論に至るのが一番です。
親権者を決めるのと平行して、金額、支払時期、支払期間、支払い方法など細かい点まで煮詰め、口約束だけでなく、書面にしましょう。

離婚のとき、養育費の取り決めをせず、養育費の話し合いができない

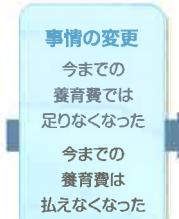


約束が守られない



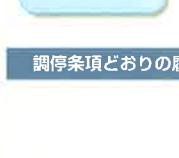
家庭裁判所の調停

離婚調停の中で、財産分与、慰謝料、親権者に併せて、養育費の取り決めをします。
調停の申立てについては、裁判所ウェブサイト
<http://www.courts.go.jp/> で裁判手続の案内→家事事件→夫婦関係や男女関係に関する調停→夫婦関係調整調停(離婚)を参照してください。



事情の変更

今までの養育費では足りなくなったり
今までの養育費は払えなくなつた



調停条項どおりの履行がされない

裁判による判決

裁判により、離婚、財産分与、慰謝料、親権者に併せて養育費の決定をします。

協議不成立

調停離婚

裁判離婚

養育費の確保

公正証書どおりの履行がされない

家庭裁判所に養育費の調停の申立て

相手に督促しても払ってもらえない場合、今まで養育費の取り決めをしていなかった場合は、家庭裁判所に養育費請求の調停申立てをし、調停で養育費の取り決めをします。調停での話し合いがまとまらない場合は、家庭裁判所が、審判で決めます。
調停の申立てについては、裁判所ウェブサイト <http://www.courts.go.jp/> で裁判手続の案内→家事事件→子どもに関する調停→養育費請求調停を参照してください。

家庭裁判所に養育費増額(減額)の調停の申立て

事情変更に応じて、養育費の額を決めなおします。調停での話し合いがまとまらない場合は、家庭裁判所が審判で決めます。
調停の申立てについては、裁判所ウェブサイト <http://www.courts.go.jp/> で裁判手続の案内→家事事件→子どもに関する調停→養育費請求調停を参照してください。

養育費の算定

父母が話し合い、子どもの生活と成長のためにどのくらいの金額が必要か、双方が納得する額になることがベストです。子どもは望まずに、片方の親と別れて生活しているわけですから、父や母と同じ水準の生活ができるような額がふさわしいと考えることができます。
養育費として通常取得することができる金額、「標準的な養育費の額」については、裁判官等から構成される「東京・大阪養育費等研究会」が、「簡易迅速な養育費の算定を目指して」(判例タイムズ平成15年4月1日第1111号掲載)という研究結果を発表しました。
養育費の話し合いがつかない場合は、最終的に家庭裁判所が決めることになります。

強制執行

履行勧告でも支払われず、又は公正証書で決めたのに支払われない場合は、強制執行を申し立てることができます。

まず、取り決めをした家庭裁判所又は公証役場を訪ね、取り決めた文書を相手方に送達してもらい、送達証明書をもらいます。

その後、管轄する地方裁判所の執行係を訪ね、強制執行の申立てをします。強制執行は、地方裁判所に支払い義務のある人の債権(給与や預貯金)、動産、不動産などを差し押させてもらい、お金に換えられるものはお金に換えて支払われなかつた分に充てる制度です。

強制執行は、裁判所ウェブサイト <http://www.courts.go.jp/> で裁判手続→家事事件→履行勧告手続等を参照してください。

履行勧告の成果がみられない

